

▽国の制度なので安全・確実・有利▽掛け金の一部を国が助成▽パートタイマーの人も加入できます▽掛け金は税法上、全額非課税▽過去の勤務期間や企業間を転職した場合に、通算ができます▽掛け金は預金口座から自動引き落としになり、退職金は退職者に直接支払われます

問合せ 中小企業退職金共済事業本部 ☎03・6907・1234

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

新たに令和4年度分の「住民税均等割」が非課税となった人を対象に臨時特別給付金を支給します。令和3年度分で支給された人は対象外です。

■令和4年度分「住民税均等割」非課税世帯

令和3年12月10日を基準日とする世帯に対して、7月上旬に確認書を送付します。内容を確認し、同封する返信用封筒にて返信してください。

■令和4年1月以降に収入が減少し「世帯全員が住民税非課税相当」の収入となった世帯（家計急変世帯）

給付金を受け取るには申請が必要です。申請期間は7月

11日（月）から9月30日（金）で、社会福祉課窓口で受け付けします。申請書は、社会福祉課窓口、白沢・利根支所、各地区コミュニティセンターで配布または市HPからダウンロードできます。

問合せ 社会福祉課社会係 ☎内線3102

子育て世帯への生活支援特別給付金

新型コロナウイルスによる経済的な影響を受けた低所得の子育て世帯を対象に給付金を支給します。

〈ひとり親世帯〉

対象 ①令和4年4月分の児童扶養手当を受給（6月支給済み） ②公的年金（遺族・障害・老齢・労災年金、遺族補償など）を受給し、令和4年4月分の児童扶養手当を未受給で、申請者と同居親族の令和2年中の収入が児童扶養手当の対象水準 ③令和4年4月分の児童扶養手当が未受給で、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し収入が児童扶養手当受給者と同水準

申請 対象②③要申請

②令和2年中の収入および児童扶養手当受給要件の確認書

類③収入減少および児童扶養手当受給要件の確認書類

〈ひとり親世帯以外〉

対象 ①児童手当または特別児童扶養手当を市から受給し、令和4年度の市町村民税均等割が非課税の人②児童手当を職場で受給または高校生のみ養育している人で、令和4年度の市町村民税均等割が非課税の人③令和4年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が市町村民税均等割非課税世帯と同水準の人

申請 ①申請不要②要申請 児童手当受給状況が確認できる書類

③要申請 収入の分かる書類
給付額 児童1人当たり5万円（ひとり親世帯とひとり親世帯以外の重複受給は不可）
申請期限 来年2月28日（火）
問合せ 子ども課子育て支援係 ☎内線3123

携帯基地局からの電波に障害が生じた場合の受信障害

新しい周波数帯の電波を携帯電話用として利用するに当たり、市内の一部地域において、テレビの映像に乱れが出る恐れがあります。対象とな

る地域に、案内チラシが配布されますので、ご覧ください。

問合せ 一般社団法人700MHz利用推進協会 コールセンター ☎0120・700・012（フリーダイヤル、午前9時～午後10時）

※フリーダイヤルにつながる場合 ☎050・3786・0700

利根地区防災行政無線運用終了

アナログ方式の無線設備の使用を制限する国の電波法関係省令が改正され、利根地区に整備されている防災行政無線の運用が11月30日をもって終了します（利根支所の解体により早まる場合あり）。

現在、市は防災アプリやFMラジオなどにより、防災情報を発信しています。

問合せ 地域安全課防災安全係 ☎内線4021

登録方法

<ホットメールぬまた>



<防災ぬまた>



Android 対応



iPhone 対応

広告